

公益社団法人芦屋市シルバー人材センター会員安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準（以下「基準」いう。）は、公益社団法人芦屋市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、会員が安全に就業するための事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員及びセンター事務局（以下「事務局」という。）は、この基準を遵守し、あらゆる事故の防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、安全就業に努めなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 保護具や器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物及び保護具は、作業に適した動きやすいものを着用すること。
- (4) 作業前には、準備運動をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による身体の機能低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 就業の場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対に行わないこと。
- (9) 平素から健康管理に努め、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分に睡眠をとるよう心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、剪定・除草作業・家事援助など各種作業に従事する場合、それぞれの作業に必要とされる安全就業の具体策を定めた別紙「作業別安全就業基準」を遵守し、安全就業に努めなければならない。なお、具体作業における安全就業ポイントは別途を理事長が定めるものとする。(令和3年5月1日改正)

(安全保護具の携帯)

第5条 会員は、植木の剪定等高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）と安全帯を使用しなければならない。

- 2 会員は、前項のほか、草刈り、塗装等、安全確保が強く求められる作業に従事するときは、作業に適した安全保護具を着用しなければならない。

(交通災害等の防止)

第6条 会員は、就業の場との往復において交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自動車、バイク、自転車にあつては細心の注意をもって運転しなければならない。

2 会員は、路上その他の第三者が立ち入る場所で作業を行うときは、作業中であることを明示した標識及びセーフティーバー等を設置し、自己及び通行人等の事故防止に努めなければならない。

(自然災害への対応)

第7条 会員は、自然災害が予測される場合は、最新の気象情報を把握し、事故の未然防止に努めなければならない。

2 会員は、台風、豪雨、その他自然災害が予想される場合又は気象警報及び避難勧告・避難指示が発令されている場合は、安全確保を確認した上で就業しなければならない。しかし、安全が確保できないと判断した場合には、自己責任において就業を中止しなければならない。

3 自然災害による事故の未然防止のためやむを得ず就業を中止する場合、又は中止した場合は、発注者、グループ就業の会員及び必要に応じ事務局に連絡を行わなければならない。(平成31年4月1日改正)

(作業環境の確認)

第8条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

2 事務局は、就業現場環境の安全衛生整備について、発注者に協力を求めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認しなければならない。

3 事務局は、作業用器具類を定期的に点検しなければならない。

4 会員は、点検において不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し応急の措置をとるようにしなければならない。

(業務の確認及び調整)

第12条 事務局は、契約後の追加的作業の内容把握に努め、会員の安全就業上必要な事項については、速やかに発注者及び会員に通知し、事故防止の措置を講じなけ

ればならない。

(その他)

第13条 会員は、安全就業に関し、この基準に定める以外にセンターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月1日から施行する。